

《研究ノート》

共同正犯の行為支配的構造と

共謀共同正犯論

橋本 正博

一 「共謀共同正犯」の意義

本稿の目的は、共同正犯を基礎づける理論として行為支配論を採用し、この観点から共謀共同正犯の構造を考察することによって、共同正犯の範囲を画する考え方の道筋を示すことである。共謀共同正犯の問題自体については賛否いずれの側からも議論が出つた観のある問題ではあり、文献も多数にのぼっているが、ここでは、さしあたり共謀共同正犯に対する賛否の態度とは別に、なぜ共同正犯においては「一部実行—全部責任」を認めるのかという問題と関連して共謀共同正犯の問題を捉えようとするものである。

わたくしは既に、最高裁決定に付された団藤意見を素材にしてこの問題を検討したことがあるが、その後、行為支配論一般について考察したところを基礎にして、改めてとくに共謀共同正犯に対する考え方を示す必要があると考えた。行為支配論に

よる共謀共同正犯の基礎づけが間接正犯類似の理論構成として取り扱われることの意味を、わたくしの考える行為支配論に基いて整理しておく必要があると思われたからである。そこで、行為支配論そのものの問題はひとまずおいて、共謀共同正犯をめぐる問題に限定した考察をしたい。ただし、行為支配論に関する議論の要点は、本稿の範囲でも知られるであろう。

ここで、問題となる「共謀共同正犯」とは何かについて確認しておこう。本稿では、共謀共同正犯とは、二人以上が共同して犯罪を実行する（刑法六〇条により共同正犯とされる）者として、自ら実行行為を行わない者をも正犯（共同正犯）とする場合、この実行行為を行わない（正犯）者を表わすことにする。いわゆる共謀共同正犯として正犯とされる者のうち、実行行為を行った者は含まない。したがって、共謀共同正犯を肯定するということは、実行行為を行わない共同正犯がありうる、いいかえれば、実行行為を行わなくても正犯とされることがある、ということの意味するだけであって、いわゆる「共謀共同正犯」という概念を肯定するということの意味しない。すなわち、主として共謀を直接の契機として共同正犯の成立を認めることとは一線を画する。

従来から、共謀共同正犯を認めるか否かという議論がなされる際に、このことを十分に明確にすべきことは指摘されているが、わたくしの議論にとっても重要な点であるので、とくに注意しておきたい。結論を先取りしていえば、私見では、従来いわゆる共謀共同正犯の範囲にはいるものと考えられてきたもの

のうち、実行を担当しない者であっても本来の共同正犯として基礎づけられるものがある。しかし、それは「共謀共同正犯概念」を認めるものではない。むしろ別の根拠から、すなわち「共謀」とは別の観点から、自ら実行行為を行ういわゆる実行共同正犯と同列の（共同）正犯であると考えられるのである。

二 共謀共同正犯を基礎づける諸理論

(一) 共同意思主体説

わが国の判例で「共謀共同正犯概念」が認められるようになって以来、共謀共同正犯のもっとも正統的な理論的裏づけとして自他ともに許すこの考え方は、周知のとおり、草野豹一郎博士によって創始され、その後も有力な支持者を見出して今日に至っているものである。しかし、この説はすぐに厳しい批判にさらされ、それに応えて論者によって修正を経てきている。この理論に対する批判の主眼は、具体的な個人を越えた抽象的な行為主体である共同意思主体というものを認める上、行為主体（共同意思主体）と責任の帰属先（個々の関与者）とが分離することになり、個人責任の原則と相容れないというものである。ただ、共同意思主体説は、共同正犯の集団犯としての現実の形態のありかたをそれなりに反映していると思われる。

この理論と判例の変遷については改めて述べることもないので、いまはただ、判例の共謀共同正犯理論を確立したと目されている昭和十一年の大審院連合部判決¹⁷によって、概略この考え方がどんなものか、その中核についてだけみよう。ここでは、

二人以上の者が窃盜または強盜の罪を犯すことを謀議し、そのうちのある者がこれを実行したときは、その他の者もこれによって「自己ノ犯意ヲ実現シタルモノトシテ共同正犯タルノ責ヲ負フヘキモノト解セサルヘカラス」とされた。その理由は、「凡ソ共同正犯ノ本質ハ二人以上ノ者一心同体ノ如ク互ニ相倚リ相援ケテ各自ノ犯意ヲ共同ニ実現シ以テ特定ノ犯罪ヲ実行スルニ在リ共同者カ皆既成ノ事実ニ対シ全責任ヲ負担サセルヘカラサル理由滋ニ存ス」と述べられている。全員が手を下す場合も一部の者が遂行する場合もあるが、それらは「均シク協心協力ノ作用タルニ於テ其ノ価値異ナルトコロナシ」とされているのである。

この判例だけでは理由としてなお十分ではないので、判例理論は草野理論と合わせて考察されてきたが、右に引用した文言による限りは、先にも述べたような共同正犯の集団犯罪としての性格を表わしているにすぎないとも考えられる。そうだとすれば、右の判例の説くところも一定の合理性を有しているといえるであろう。共同正犯は二人以上の者の結合が基礎になっている以上、実際に謀議に参加しただけで共同正犯とすべき「同価値性」を有するかは別として、個々の関与者の寄与を個別的に観察するのではなく、ある程度事象を全体的に観察する視点は要請されているといえよう。したがって問題は、このような考え方に基いて、近代刑法の基礎をなす個人責任の原則に合致するような理論構成が可能か否かという点に存する。

ここでは個人責任の原則がどのようなものである（べき）か

を議論する余裕はないが、共同意思主体説の思考は、やはり行為主体と責任主体との間に間接的な関係を認めるほかはないのではないかと思われる。実際の運用において、個人の寄与に応じて責任を負わせるのではなく共同正犯とされる範囲が拡大する傾向を示してきたのも、その間接性が弱点となっていることは否めないと考える。

これについては、個人責任の原則は、直接関与していない結果について、団体に属しているというだけで責任を負わせてはならない、という点に重要性があるのであって、自ら積極的に寄与した者に責任を負わせることは何ら個人責任の原則に反するものではないという主張もみられる。行為主体を共同意思主体という形で観念的に構成することが問題だからである。たしかに、各関与者はそれぞれ自分の寄与に基いて責任を負うという形の直接的責任を理論構成することができれば、共謀共同正犯を認めること自体は必ずしも個人責任の原則に反するものではない。しかしその際には、各々の寄与それ自体についてはなく実現された事実の全体について責任を負うという点に説得力のある根拠づけが要請される。

(二) 間接正犯類似の理論

有名な最高裁判所の「練馬事件判決」⁽⁹⁾以来、とくに共謀共同正犯を承認した上で適切なしほりをかけるといふ方向から主張されるようになった理論である。この理論についても改めてここで述べる必要もないのであるが、代表的なものを挙げておく。

「練馬事件判決」に表われた主張は、基本的には共同意思主体説に立ちながらも、「共謀共同正犯が成立するには、二人以上の者が、特定の犯罪を行うため、共同意思の下に一体となつて互に他人の行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを内容とする謀議をなし、よつて犯罪を実行した事実が認められなければならぬ。したがつて右のような関係において共謀に参加した事実が認められる以上、直接実行行為に関与しない者でも、他人の行為をいわば自己の手段として犯罪を行つたという意味において、その間刑責の成立に差異を生ずると解すべき理由はない。さればこの関係において実行行為に直接関与したかどうか、その分担または役割のいかんは右共犯の刑責じたいの成立を左右するものではないと解するを相当とする」というものである。先に引用したような従来判例およびその基礎を提示していると目される共同意思主体説が、現実の犯罪事実は共同意思主体の活動であるとして、各関与者の関与の実質を共謀のみに求めていたのに対して、さらに踏み込んだ理由づけを行ったものといふことができる。しかもこれは、少なくとも常識的には、共同正犯という犯罪実現形式の实体に合致していると納得のいく部分を有している考え方でもある。

これについて藤本英雄博士の述べるところをみよう。「本判例における間接正犯類似の理論構成も、共謀者の正犯性の論証の一つの有力な方向を示したものである。もとより、実行行為者は、間接正犯における被利用者とは異なり、みずから犯罪遂行を目標として行動するものであるが、しかし、他の者と、犯

罪の共同遂行について意見を合致させ、合意した相手方の存在が実行の際に実行者の念頭を離れぬときは、実行者はまったく自己の一存で行為するのではなくいわば共同意思の心理的拘束のもとに行為する者であつて、逆にいえば、共同意思による心理的拘束を実行者に及ぼした者は、実行者を利用して自己の犯罪意思を実現したものと見える。また、共謀者と実行者の関係は、前者によつて後者が一方的に利用されるだけでなく、後者もまた、前者の存在によつて支援され、実行を鼓吹されているという意味において後者を利用し、互いにたすけ合つていと見える。そこに、共同実行としての共同正犯性を根拠づけることが可能となるのである」

典型的な相互間接正犯類似の理論構成であるが、これに対する批判の焦点は単純で、間接正犯の成立を限定するために實際の行爲を行う者を「道具」として構成する間接正犯の理論構成を、「類似」とはいえ、そのまま応用することができるといふことである。間接正犯の道具理論は、価値的にみて、背後の者の行爲を実行行爲を自ら遂行したと同視することができるといふの根拠を示したものであろうが、直ちにこの考え方を共同正犯に及ぼすことには相当の留保が必要であらう。間接正犯の場合に道具として利用することと同様の拘束・利用關係が、共同正犯の場合にも認められるかはなほ疑わしい。また、心理的拘束といふことをいふのであれば、それはむしろ被教唆者の心理的拘束との関連でも區別は困難であらう。

この間接正犯類似の理論構成は、それ自体納得のできる部分

が多いとしても、理論としては右のような難点を有しており、これに十分に納得のいく解答を出さなければならぬ。そこでわたくしは、この間接正犯に類似した利用・拘束關係といふものを、さらに、実現された犯罪事象(事実)に対する關係で捉えなおすことが適當ではないかと考える。すなわち、間接正犯に対応する理論を直接応用するのではなく、むしろ単独正犯はもちろん間接正犯・共同正犯をも包括する正犯一般の要件となるような本質的要素を捉えなおし、ここから正犯性の基礎となる理論を構成し、間接正犯・共同正犯の要件を導き出すことによつて、これらの批判に応えることができるのではないかと考えるのである。そうすれば、間接正犯の理論を構造を異にする共同正犯に適用できるかといった問題はなく、ともに本来の正犯として基礎づけられるはずだからである。そこに自ら実行行爲を行わない者が含まれるかどうかは結果であつて、目的ではない。次にとりあげる行爲支配論も、このような視点から考察する必要がある。

(三) 行爲支配論

行爲支配論は、西ドイツ刑法学において、正犯・共犯の區別に關する理論として通説的な地位を占めてゐる。詳細については別稿にゆずるが、要するに、ある者が正犯とされるための本質的な要件は、自己の意思に基いて実現されるべき犯罪事象Ⅱ事実に対して「支配」を有してゐることであると考へ方である。ここにいう「支配」とは、当該の事象を、その本質的な部分について、自己の主観的・客観的寄与(事実的寄与)に基

いて左右することが出来る地位をいう。たとえば、実現されている犯罪を自己の意思によって中止したり、重要な部分を変更したりする意思を有し、またそうすることが出来るような者が正犯であると評価されるのである。したがって、この理論によれば、「実行行為」を自分の手で遂行するという形式的な条件は、必ずしも正犯として評価するための不可欠の条件ではなくなる。共謀共同正犯を基礎づける理論として注目されている所以である。ただ、行為支配論が間接正犯類似的理論構成であるということがいわれる場合には、その意味を十分吟味してみる必要がある。

行為支配論について、いわゆる間接正犯類似的考え方とは別に強調しなければならぬのは次のような点である。すなわち、この説が共同正犯の本質を「行為支配」であると説くとき、第一義的には、実際の行為を行う者の「意思」あるいはその「行為」を支配することを考えているのではない、ということである。またこれは間接正犯の場合でも同様である。すなわちあくまで「支配」しているのは事象Ⅱ事実なのである。(間接正犯の例をあげよう。たとえば医師Aが情を知らないBに指示して患者Cに毒を与えてCを殺す場合、AはBという道具を使ってCを殺すと説明される。行為支配論的にいえば、Aは「C殺害」という事象Ⅱ事実を支配しているから正犯となるのである。Bの「意思」を意のままにしていること、あるいはBの「行為」を意のままにしていることなどが根拠となっているのではない。)共同正犯の場合にも、個々の関与者が自己の寄与によっ

て当該の犯罪事象の主要部分を左右することが、支配の実質である。

たとえば、平場博士は、間接正犯において、実行担当者の行為を支配しているとき、背後の者が正犯となるのと同様に、他の関与者の行為をも自己のものとする形の支配があることをもって共謀共同正犯の根拠としておられる。詳細は簡潔な記述からは定かでないとしても、このような考え方は、わたくしの考える「行為支配論」とは思考を異にする。もちろん、この形式をとると、背後の者が強力な統制力をもつ場合に限り実行を担当しない共同正犯を認めることになる利点があるし、また、名称の点でもこれが一種の「行為支配論」であるということを否定するものではない。ただ、この間接正犯類似的「行為支配論」は、間接正犯類似的理論構成に対する批判を甘んじて受けなければならぬ一方、私見は右にみた間接正犯類似的理論構成とは異なる考え方であるということを強調したいのである。

三 共同正犯の行為支配的構造

(一) 共同正犯の構造

上述のように、共同正犯の構造に関する行為支配論の基本的な考え方においては、常に実現された犯罪事象に対する支配が問題とされるのであって、実行を担当した者の行為や意思に対する支配そのものが問題とされるのではない。現在の行為支配論にとって共通の基盤となるべき水準を作り出したロクシンの「機能的行為支配」という考え方がそうである。ロクシンは、

共同正犯における行為支配は、「自己の行為分担によって同時に犯罪事実全体を支配していることに基く。個々の行為分担部分が欠けると他の者にとつても計画が失敗に帰する」ということに求められている。これは、事後的に判断するのではなく、「各共同正犯は構成要件実現に際して犯罪計画を成就するため本質的な機能を果たさなければならぬ」という意味である。

このことは、たとえば共同意思決定というような集団の形成に重点をおき、共同正犯における行為支配を「共同でないし集团的行為支配」として構成するシュトラーターヴェルトの場合でも同様で、共同正犯が成立するためには「共同犯行決意」と「共同的(分業的)な行為支配の決意の実現」とが要請される。各関与者ごとにこの要件を考える際には、他人の行為に対する支配ではなく、必ず実現された支配の対象たる全体としての犯罪行為、構成要件を充足する事象に対する支配が問題とされているのであり、ただ単独ではその支配はなく集団が支配していると説くのである。

行為支配論はしたがって、なるほど間接正犯類の理論構成ではあるが、間接正犯においても共同正犯においても、外界に創出される事象に対する支配を問題にするものだ、という意味で間接正犯類の理論構成なのである。これを明らかにするためにいくつかの類型を挙げてみよう。

第一は、AがBと共謀してXを暴行して金員を奪うに際し、AはBが自分のいうことをきくのを利用して、Xをねらえ、し

かじかと脅せなどと指示して実際の犯行を行わせ、自分は少し離れて見ていたとしよう。もちろんBに対する強制やBの責任能力などの点で間接正犯が成立するときは別である。

さて、Bの意思または行為に対する支配を問題にすれば、この場合にはAが「Bを」支配していたと解する余地が十分にある。(大麻密輸入の事案であるが、このような類型について、団藤裁判官はこれを行為支配という概念を用いて共謀共同正犯とする意見を付された。¹⁹⁾しかし、先に述べたような考え方によれば、AはXに対する強盗を実現することに対して支配を有していたかは疑問である。Bが自由に行動する限り、たとえば常にXに対する強盗を実現しないことが可能であった。いつでもやめることができた。これに対しAは、自分が犯罪事象の成否・遂行の態様を左右することができるというそのBの「支配」を排除して、Xに対する強盗を自分の思うように実現するには、Bがやめてしまったときはまったく別に改めて自分の寄与を必要とする、そういう立場にしかない。

ただこのとき、Aも現場付近で直ちに犯罪実現への寄与が可能である状況にあったとすれば、Bがやめようとしたときには、自分がそれに対応して犯行を継続させたり自ら継続したりすることができるので、当該の犯罪事実について現実の支配があると評価することができるであろう。むしろ、何メートル離れたところでのようにしていれば支配があったことになるのかといった問題は残るが、実質的判断をする場合には多かれ少なかれ覚悟しなければならぬ。それは実行行為自体の規範的評価

といわれるものについてもあるのではないだろうか。強盜の現場に立っていることがそれ自体脅迫になるとすれば、それはどの範囲かという問題が当然に生ずるからである。

間接正犯の場合と共同正犯の場合とで行為支配の実質的要素には相違が生まれる。それは各々の犯罪遂行形態の特質からする内在的相違であつて、間接正犯の場合には、媒介者は「道具」であり、むしろ「道具」である場合に限り背後の者が正犯となるのであるから、背後者は現場に在る必要はない。いわば因果の経過として犯罪が実現される。共同正犯は規範の問題に直面している自由意思の人間相互の結合であるから、時間的にも空間的にも遂行 \parallel 犯罪実現に「際して」共同の事実がなければならぬと考えられるのである。

第二は、特に結合犯の場合に典型的に表われるが、たとえば、同等の立場のA・Bが強盜を企て、Aが暴行して相手の抵抗を抑圧した上Bが金員を奪い取つたとすると、実行共同正犯論者は、A・Bは実行行為を分担しているから共同正犯であるとするのであるが、ここで一部を分担すれば犯罪(強盜)を「実行」したといえる根拠は何であろうか。純粹に形式的に、とにかく実行行為に関与したという点に意味があるのだろうか。共同しているから全体として実行になるというのであれば、共謀共同正犯と同様の議論になるのである。

行為支配論によれば、実質的な考慮に踏み込んで、この場合は、AもBも強盜の実現にとって本質的な寄与をなし、自分の寄与によって犯罪事象の成否・態様を左右することが可能であ

る。つまり、AもBも、犯罪事象に対して支配があるので共同正犯となると考えることになる。実質的な考慮といつても、「本質的な寄与」という点は、基本的には構成要件の本質的部分の実現にとって不可欠の寄与という意味であるから、たとえば単なる見張りでは、構成要件の本質的部分とは無関係であるから正犯を認めるべき寄与とはいえない。しかし、現場における指示・統制の立場にある者が直接実行に関与しなかつたとしても、それは現実の構成要件該当事実の実現にとっては本質的であると考えられるから、共同正犯となると評価することができ。

第三は、A・Bの二人がXを殺害しようという意思の連絡の下に共にXをねらつてピストルを撃つて殺害した場合である。このような場合に、Aの弾丸が当たりBの弾丸が外れたとすれば、事後的にみればBの寄与は本質的でなかつたかもしれない。しかし、構成要件の評価、したがつて犯罪実現にとって本質的な寄与をなしたかどうかの判断は「行為」についてなされると考えるべきであり、Bの行為は殺害行為という本質的な寄与であつたことは明白である。さらに、右の例でAの弾丸もBの弾丸もXに当たつて目的を遂げた場合には、AもBも、自己の行為がなくても犯罪は考えていたとおりに実現したのでから、どちらも本質的な寄与にならないという言い方もできる。しかし、これも、その寄与自体が構成要件実現にとって本質的な部分を構成するものかどうかの問題なのであつて、同様に双方とも本質的な寄与であつたことは当然であらう。

(一) 共謀共同正犯と行為支配論

上述のように、私見によれば、行為支配論によって共謀共同正犯概念を基礎づけることはできない。行為支配概念を用いて、実行者自体に対する支配を問題とする考え方は、背後の人物が手下を使って犯罪を実現するような場合で、間接正犯に類似した利用・支配関係が存するときに限り共同正犯を認めるということになるので、たしかに、共謀共同正犯の成立範囲を限定する方向が示される。しかし、理論的には間接正犯に類似するということの意味が不明確だと思われる。間接正犯ではないが間接正犯と類似した支配があり、これに基いて背後の者も共同正犯となるという理論構成には、論者の努力にもかかわらず未だ不分明な点が残るといわざるをえない。

共謀共同正犯を認めること自体は既に肯定する説が増加しているとしても、間接正犯に類似した支配という不明確な基準に従うときには、依然としてこれを拡大する方向に解釈する可能性があろう。しかも、大塚説のように、間接正犯に類似した背後者の優越的支配が存するときは共謀共同正犯を認めるという考え方は、いわば、実行を担当する原則としての共同正犯と間接正犯との中間領域に、例外としての共同正犯を認めるということになり、それが共同正犯であること自体、これを理論的に説明することが困難ではなからうか。

共謀共同正犯を認めるか否かが先行するのではなく、共同正犯の本質をなす構造について考察し、本来共同正犯となるべき関与者の範囲を画することがめざされるべきである。なるほど

共同正犯は二人以上が共同する共犯としての性質をもつ。しかし、刑法六〇条は正犯でないものを正犯として扱うのではなく、共同正犯は本来的に正犯であり、単独正犯とは異なる実行のしかたであっても全員が正犯となる旨を規定しているものであると解することが妥当であろう。このように考えた結果、行為支配論によれば犯罪事象Ⅱ事象に対する支配を有する者が共同正犯とされる。そして犯罪事象に対する支配を有する者には、実行行為を自ら行わない者も含まれる。逆にいえば、自ら実行行為を行わなくとも犯罪事象を支配することがありうるといふ点に、二人またはそれ以上の者が関与する間接正犯・共同正犯の特質があるといふべきである。

(1) ここでは文献へ接近する手がかりとして、さしあたり下村康正『共謀共同正犯と共犯理論(増補版)』昭和五八年をあげておくにとどめる。

(2) 拙稿「共謀共同正犯と行為支配論——団藤説を中心に——」(一橋研究・一一巻一頁以下)

(3) 詳細については、Craus Roxin, *Täterschaft und Täterschaft*, 1963; 5. Aufl., 1989. および拙稿「行為支配論の構造と展開」(一橋大学研究年報『法学研究・一八』(一九八八)六九頁以下を参照されたい。

なお、本稿のテーマは、むしろとくに学習上重要な論点とされるであろうから、学生の読者をも十分念頭においた(4) わたくしは、「行為支配論」および「行為支配」という用語は、『犯罪事象(事実)』の支配」という意味であ

るにもかかわらず、あたかも他人の「行為」を支配するという意味にとられ、誤解を招きやすいところから、留保つきという意味をこめて必ずかぎっこ(「」)をつけて表記してきた。しかし、わずらわしさも否定できないので、本稿ではとくに必要がある場合のほかこの表記方式をやめた。

- (5) たとえば、大塚教授の「優越支配共同正犯」という考え方を、大塚教授自身は、これは共謀共同正犯を承認するものではないと断っている(『犯罪論の基本問題』(一九八二年)三四〇—三四二頁、「共同正犯の本質」法学教室一〇九号(一九八九年)三二頁—三五頁)一方、従来からの共謀共同正犯肯定論者は、これは共謀共同正犯を認めるものであるとしている(下村・前掲書二一九頁以下)。
- (6) 最近までの議論を概観するものとしてさしあたり野村稔「共謀共同正犯(上・下)」(法学セミナー四一四号八頁以下、四一五号一〇二頁以下)、下村・前掲書を参照せよ。
- (7) 大(連)判昭和十一年五月二八日刑集一五卷七一五頁。
- (8) たとえば、野村・前掲論文(下)一〇四頁、福田平「犯罪行動の集団化と共謀共同正犯」(福田平・大塚仁『刑法総論I』(有斐閣大学叢書・一九七九年)三六四頁)など。
- (9) 最大判昭和三年五月二八日刑集一二卷八号一七一八頁。
- (10) 平場安治『刑法総論講義』(一九六一年)一五五頁以

下。藤木英雄「共謀共同正犯」(『可罰的違法性の理論』(一九六七年)所収)・二九五頁以下、とくに三二四頁以下。

- (11) 別冊ジュリスト『刑法判例百選I(総論)』七二「共謀共同正犯」一五九頁。

- (12) 団藤重光『刑法綱要総論(改訂版)』(一九七四年)三七四頁注二七、大塚仁『刑法概説(総論)改訂版』(一九八八年)二六四頁参照。

- (13) Tatherrschaftslehre の訳語として用いている。注4参照。Vgl. Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft.

- (14) 前掲(注3)抽稿参照。

- (15) たとえば、最近のものでは山中敬一「共同正犯の諸問題(下)」(法学セミナー四一二号(一九八九年))九七頁。

- (16) 平場・前掲書、一五五頁以下。

- (17) Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 5. Aufl., S. 275 ff.

- (18) Günter Stratenwerth, Strafrecht, Allgemeiner Teil I, 3. Aufl., 1981, Rdn. 809 ff.

- (19) 最判昭和五十七年七月一六日刑集三六卷六号六九五頁、六九七頁。前掲(注2)抽稿参照。

(一橋大学専任講師)